

令和6年度

千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

(1) 目的

本事業は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者自立支援制度の理念及び新しい支援のかたちに沿い、本人の状態に応じた「包括的」かつ「継続的」な一時生活支援等を実施するとともに、千葉市における自立支援等の課題を把握し、横断的な支援体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

(2) 生活困窮者自立支援制度の理念

ア 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- (ア) 生活困窮者の内面から湧き起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- (イ) 生活困窮者の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立等、本人の状態に応じた自立を支援する。
- (ウ) 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- (ア) 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- (イ) 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

(3) 生活困窮者自立支援による新しい支援のかたち

ア 包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題等の多様な問題に対応する。

イ 個別的な支援

生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

ウ 早期的な支援

真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく、早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

エ 継続的な支援

自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

オ 分権的・創造的な支援

主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

2 事業の実施方法

本事業における実施主体は、千葉市とする。

ただし、本事業は、現に生活困窮者支援に先駆的な取組みを行っている団体等の知識、技術の活用を図るため、本事業の目的、生活困窮者自立支援制度の理念及び新しい支援のかたちを理解し、適切な実施が期待できる団体の中から、企画提案方式により能力を総合的に評価して選考し、業務委託によって実施する。

なお、本事業の委託にあっては、支援計画の内容を千葉市が確認し、法に基づく事業による支援が必要な場合には千葉市が支援内容を決定するものである。

3 委託業務

(1) 件名

令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）

(2) 内容

別紙「令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料

金4,500円／（1泊・単身世帯）（消費税込）を上限とする。

金1,800円／（1泊・世帯員が1人増加するごとに単身世帯単価に加算）（消費税込）を上限とする。

なお、発注予定数量は単身世帯換算で1,060泊とする。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たし、公平かつ中立的な運営が可能で、一時生活支援等を主たる業務とする社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人格を有する民間団体とする。

また、これらの要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「事業者」という。）の共同企業体による参加も可能とする。

なお、共同企業体による参加の場合、代表事業者が契約等を行い、その者は共同提案者が行う事業について連帯責任を負うこととする。

（1）令和4・5年度の入札参加資格者名簿に登録されている者であること（共同企業体による参加の場合は、構成する団体等それが当該名簿に登録されていること）。

（2）共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。

ア 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それが法人格を有すること。

イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明らかになっていること。

なお、本要領5-（2）-オ「参加資格確認通知の送付」において、参加希望共同企業体が事業を受託する団体として適切であるか判断する。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者

- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (4) 参加申込にあたっては、1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (7) 千葉市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

5 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	令和6年2月16日（金）
②	参加申込書受付	令和6年2月16日（金）～令和6年3月4日（月）
③	質問受付	令和6年2月16日（金）～令和6年2月26日（月）
④	質問回答ホームページ掲載	令和6年2月16日（金）～令和6年3月4日（月）の間、随時掲載
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和6年3月8日（金）
⑥	企画提案書受付	令和6年3月11日（月）～令和6年3月13日（水）
⑦	プレゼンテーション開催	令和6年3月25日（月）
⑧	選考結果の通知	令和6年3月下旬

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月4日（月）午後5時必着 **※厳守**

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局保護課（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

エ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式2）
- (イ) 誓約書（様式3）
- (ウ) 企業概要（様式4）
- (エ) 委託業務の実施体制（様式5）

(才) 令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）共同企業体協定書（様式6）

※（才）については、共同企業体のみ提出すること。

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和6年3月8日（金）までに参加決定の可否について通知する。

（3）内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和6年2月16日（金）午後5時から令和6年2月26日（月）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）企画提案質問書 ○○会社（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先Eメールアドレス：hogo.HW@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式1）

エ 質問に対する回答

令和6年2月16日（金）から令和6年3月4日（月）までの間に、随時、本企画実施要領公開と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛て連絡は行わない。

（4）企画提案書の提出

参加資格確認通知により、参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年3月11日（月）午前9時から令和6年3月13日（水）午後5時まで ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局保護課（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

エ 提出書類

（ア）令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）企画提案書提出資料（様式7）

（イ）企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（ク）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

（ア）提案趣旨

（イ）事業実施方針、実施計画

（ウ）実施体制

（エ）実施方法（具体的な業務内容、支援方法、関係機関、進捗状況管理等含む。）

（オ）情報発信（地域住民への理解促進の方法、工夫を凝らした広報活動等）

（カ）委託料

（キ）見積額内訳

（ク）業務実績（生活困窮者自立支援制度に関連した業務実績等）

カ 提出にあたっての留意事項

（ア）提出は1参加者につき1提案とする。

（イ）企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

（ウ）仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

（エ）企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

（オ）構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

（カ）表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局保護課」、②タイトル「令和6年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（一時生活支援事業）企画提案書」、③提出年月日、④企業名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は、1事業に対し、40ページ程度（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

ク 提案内容（本文）のうち、委託料の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。

また、見積額については、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

ケ 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（9部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッヂファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

（1）プレゼンテーションの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーション（選考会）を行う。なお、プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している千葉市生活困窮者自立促進支援事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

ア 日 時 令和6年3月25日（月） 実施予定

イ 会 場 千葉市役所本庁舎高層棟3階 L会議室302（予定）

ウ 控 室 千葉市役所本庁舎高層棟9階 相談室901（予定）

エ 出席人数 各社2人までとする。

オ 時 間（1社あたり）

20分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）

カ 留意事項

- (ア) パソコン及びタブレット等の持込みは可とし、プロジェクトの持込みは認めない。
- (イ) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選考方法及び選考基準

ア 選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、検討委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、委員長の得点が高い提案者を第1位として決定する。委員長の得点が同点の場合は、抽選のうえ決定する。

参加の申込みが1社のみであった場合、採用の可否については、選考会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを目安とする。

イ 選考基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
基本方針	現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえ、業務の目的や内容を理解した基本方針となっているか。	10点
実施体制	業務を遂行するため、宿泊場所の確保、各種支援の提供、危機管理及び苦情等に対する体制が整っているか。	20点
事業実績	過去に一時生活支援に対する支援実績があり、地域に対する社会貢献が期待できるか。	15点
支援体制	生活困窮者の抱える課題を早期に発見し、一時生活支援に関する専門的な支援が実施できるか。	20点
ネットワーク	様々な機関（自立相談支援機関、保健福祉センター等）と連携できる体制になっているか。	15点
個人情報保護 ・情報セキュリティ 対策	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な措置を行う計画となっているか。	10点
事業費の積算	見積額について、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、詳細かつ明確に記載されているか	5点
プレゼンテーション	説明に具体性、論理性、説得力があり、提案書の内容との齟齬はないか。	5点
合 計		100点

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領3-（4）に記載する委託料を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合

- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和6年3月下旬を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者から改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 当該委託にかかる令和6年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続を中止する。

9 問合せ先

千葉市保健福祉局保護課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

電話 043(245)5188 FAX 043(245)5541

Eメール hogo.HW@city.chiba.lg.jp

担当：自立支援班 秋田